

大野郡 5 町 2 村合併協議会会議関係資料の公開事務取扱規程

（目的）

第 1 条 この規程は、大野郡 5 町 2 村合併協議会会議運営規程第 8 条第 2 項の規定に基づき、大野郡 5 町 2 村合併協議会（以下「協議会」という。）の会議に関する資料を公開することにより、協議会の活動状況を広く住民に周知するとともに、その関心を高めることを目的とする。

（会議関係資料の公開）

第 2 条 協議会の会議に関する資料の公開は、協議会の事務局並びに三重町、清川村、緒方町、朝地町、大野町、千歳村及び犬飼町（以下「合併関係町村」という。）の次に掲げるいずれかの場所において行うものとする。

（１） 総務担当課

（２） 情報公開担当課

（３） 前 2 号に掲げる場所のほか、合併関係町村の各町村のそれぞれ指定する場所

2 協議会の会議に関する資料は、会議開催日以後に公開するものとする。

（資料）

第 3 条 前条の規定により公開する会議に関する資料は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１） 会議資料

（２） 会議録（議事録が確定した後とする）

（委任）

第 4 条 この規程に定めるもののほか、協議会の会議に関する資料の公開等について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 1 5 年 3 月 1 日から施行する。